

広島県告示第二百九十四号

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十八号）第八十三条第四項（第一百八条において準用する場合を含む。）、第二百二十六条第四項、第三百三十九条第四項、第五百五十六条第四項及び第六十八条第四項の規定に基づき、指定通所介護事業者及び指定通所リハビリテーション事業者に係る知事が定める食事の提供に要する費用並びに指定短期入所生活介護事業者及び指定短期入所療養介護事業者に係る知事が定める滞在及び食事の提供に要する費用に関する指針を次のように定め、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 適正な手続の確保

指定通所介護事業所及び指定通所リハビリテーション事業所における食事の提供における食事の提供に係る契約並びに指定短期入所生活介護事業所及び指定短期入所療養介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）における滞在及び食事の提供に係る契約（以下「契約」という。）の適正な締結を確保するため、次に掲げるところにより、当該契約に係る手続を行うこと。

1 当該契約の締結に当たっては、利用者又はその家族に対し、当該契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。

2 当該契約（指定通所介護、指定通所リハビリテーションの提供に係るものを除く。）の内容について、利用者から文書により同意を得ること。

二 滞在及び食事の提供に係る費用

1 滞在中に係る費用

(一) 滞在中に係る費用は、滞在環境の違いに応じて、それぞれ次に掲げる額を基本とすること。

- (1) ユニットに属する居室、療養室又は病室（以下「居室等」という。）及びユニットに属さない居室等のうち定員が一人のもの（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のイ及びロの注九並びに短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注十三、ロ(1)から(5)までの注十一、ハ(1)から(3)までの注九及びニ(1)から(4)までの注六に定める者（以下「従来型個室特例対象者」という。）が利用するものを除く。） 室料及び光熱水費に相当する額

(2) ユニットに属さない居室等のうち定員が二名以上のもの並びに従来型個室特例対象者が利用するもの光熱水費に相当する額

(二) 滞在中に係る利用料の水準の設定に当たって勘案すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 利用者が利用する指定短期入所生活介護事業所等の建設費用（修繕費用、維持費

用等を含み、公的助成の有無についても勘案すること。）

(2) 近隣地域に所在する類似施設の家賃及び光熱水費の平均的な費用

2 食事の提供に係る費用

食事の提供に係る費用は、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とするこ
と。

三 その他

利用者が選定する特別な居室等の提供又は特別な食事の提供に係る費用は、二に掲げる
滞在及び食事の提供に係る費用と明確に区分して受領すること。